

◎新潟県告示第1431号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年11月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 施行者の名称

南魚沼市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 南魚沼都市計画下水道事業

(2) 名称 南魚沼市大和公共下水道

3 事業施行期間

昭和62年9月25日から平成33年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和62年新潟県告示第2481号、平成8年新潟県告示第1068号、平成13年新潟県告示第2147号、平成18年新潟県告示第495号、平成23年新潟県告示第452号の事業地のうち、南魚沼市浦佐北島、南魚沼市浦佐堂ノ入、南魚沼市浦佐段野、南魚沼市浦佐門山、南魚沼市浦佐十二ノ木、南魚沼市浦佐大久保及び南魚沼市浦佐八色の全部の区域、並びに南魚沼市浦佐一水口、南魚沼市浦佐浅地、南魚沼市浦佐中道及び南魚沼市浦佐追分の各一部の区域を削る。